

令和7年度(2025年度) 利用者負担額(保育料)表

2号、3号認定子ども [対象施設：保育所、認定こども園(保育部分)、地域型保育事業(小規模保育事業等)]					1号認定子ども [対象施設：幼稚園、認定こども園(教育部分)]			
階層区分		3歳未満児		3歳以上児		階層区分		満3～5歳児
		標準時間	短時間	標準時間	短時間			
A	生活保護世帯	円 0	円 0	円	円	A	生活保護世帯	円
B	市町村民税 非課税世帯	0	0			B	市町村民税 非課税世帯	
C	市町村民税のうち 均等割のみの課税世帯	6,800	6,700			C	市町村民税のうち 均等割のみの課税世帯	
	[うち、ひとり親世帯等]	0	0				[うち、ひとり親世帯等]	
D 1	48,600円未満	8,200	8,100			D 1	48,600円以下	
	[うち、ひとり親世帯等]	0	0				[うち、ひとり親世帯等]	
D 2	48,600円以上 58,000円未満	10,000	9,900			D 2	58,000円以下	
	[うち、ひとり親世帯等]	0	0				[うち、ひとり親世帯等]	
D 3	58,000円以上 67,000円未満	12,800	12,600			D 3	67,000円以下	
	[うち、ひとり親世帯等]	0	0				[うち、ひとり親世帯等]	
D 4	67,000円以上 97,000円未満	16,400	16,200	0	0	D 4	77,100円以下	0
	[うち、77,100円以下かつ ひとり親世帯等]	0	0				[うち、ひとり親世帯等]	
D 5	97,000円以上 103,000円未満	19,600	19,300			D 5	103,000円以下	
D 6	103,000円以上 140,000円未満	24,600	24,200			D 6	211,200円以下	
D 7	140,000円以上 169,000円未満	33,000	32,500					
D 8	169,000円以上 257,000円未満	42,000	41,300			D 7	366,900円以下	
D 9	257,000円以上 301,000円未満	51,200	50,400					
D 10	301,000円以上 335,000円未満	56,800	55,900			D 8	366,901円以上	
D 11	335,000円以上 397,000円未満	62,200	61,200					
D 12	397,000円以上 472,000円未満	70,200	69,100					
D 13	472,000円以上	[78,000 39,000]	[76,800 38,400]					

※1 利用児童の年齢は、毎年度4月1日の前日の年齢により区分します。

※2 D1～D13の階層区分は、利用児童が属する世帯の市町村民税所得割額の合算額により判定します。

【留意事項】

- 1 保育料の算定については、以下の市町村民税額を基に算定します。
 - (1) 令和7年4月～令和7年8月の保育料については、令和6年度市町村民税額
 - (2) 令和7年9月～令和8年3月の保育料については、令和7年度市町村民税額
- 2 保育料算定のもととなる市町村民税額は、寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除の税額控除をする前の税額となります。
- 3 都道府県から政令指定都市への税源移譲に伴い、平成30年度分から政令指定都市の市民税の税率が6%から8%に変更されています。政令指定都市に住所を有する方とそれ以外の方との公平性を保つために、政令指定都市での市民税課税状況を基に本市保育料を決定する場合、税源移譲前の金額になるよう、8%で算出された所得割額に6/8を乗じて保育料を算定します。
- 4 月の途中で特定教育・保育等の利用を開始又は終了した場合の保育料は、日割りにより算定します。
- 5 保護者に監護され生計を一にしている全ての子どものうち、最年長の子どもから数えて第2子以降にあたる0～2歳児クラスの児童の保育料は無料になります。

生計を一にするとは、兄又は姉が保護者と同居している（住民票の住所が同じ）場合だけでなく、大学在学中で別居している（住民票の住所が別）場合であっても、常に生活費、療育費等の送金をしている場合は生計を一にしているとみなすことがあります。住民票が別の場合は、書類の提出が必要です。

なお、「確定申告や市民税申告がされていない」、「勤務先が給与支払報告書を市町村に提出していない」、「単身赴任等の理由により一方の保護者の課税状況しか確認できない」などの理由により、保護者の令和6年度市町村民税額を保育幼稚園室で確認できなかった場合には、本市の保育料設定における最高階層で決定しています。

加えて、第2子無償化制度の対象外となるため、第2子であっても保育料は最高階層における設定金額の半額（保育料表内の[]の金額）で決定しています。（なお、第3子以降であれば無料で決定しています。）また、第何子にあたるかの判定においては、対象となる施設・事業（※）を利用している世帯内の就学前児童をきょうだいとして取り扱っています。

こういった理由で保育料が最高階層で決定されている場合は、令和5年中の収入について、確定申告等申告を行うことで金額が変更となる場合があります。

※認可の保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育、小規模保育事業、事業所内保育事業、企業主導型保育事業、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援

詳細は保育幼稚園室までお問い合わせください。

- 6 次のいずれかに該当する場合、3歳未満児の保育料を減額します（多子減額）。
 - (ア) 3歳未満児の弟又は妹が、以下に掲げる施設・事業を利用する場合
特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援
 - (イ) 特定教育・保育施設等を利用する児童と生計を一にするきょうだいが、児童福祉法第27条第1項第3号に定める施設等（小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設）に措置を受けて入所する場合
- ※減額を受けるには申請が必要です。減額申請された翌月（4月及び9月の申請については当月分）から適用します。申請方法、減額の内容等については、保育幼稚園室へお問い合わせください。
- 7 ひとり親世帯や在宅障がい児（者）のいる世帯で、世帯の市町村民税額所得割額が77,100円以下の場合、当該世帯の3歳未満児全員の保育料が無料となります（ひとり親世帯等軽減）。

◆在宅障がい児（者）のいる世帯とは、以下の（ア）～（オ）に該当する同居の世帯員がいる場合をいいます。

- (ア) 身体障がい者手帳の交付を受けた者
- (イ) 療育手帳の交付を受けた者
- (ウ) 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けた者
- (エ) 特別児童扶養手当の支給対象児
- (オ) 国民年金の障がい基礎年金の受給者

※在宅障がい児（者）がいる世帯に該当する場合は、その事由を証明する書類（（ア）～（ウ）手帳の写し、（エ）受給証書の写し、（オ）年金改定通知書等の写し）の提出が必要です。

8 祖父母等と同居している場合の保育料の取扱いについて

1 父母（又はひとり親）が以下の（１）もしくは（２）に該当する場合は、父母（又はひとり親）の市町村民税額により保育料を決定します。

（１）父母又はひとり親の保育料決定の根拠となる年（令和５年分）の収入（注１）が合わせて１００万円以上の場合

（２）父母又はひとり親の当該年の収入（注２）が２か月連続して月額８４,０００円以上あることが、給与明細等及び預金通帳で確認できる場合

2 上記１の（１）もしくは（２）に該当しない場合は、祖父母等の保育料決定の根拠となる年（令和５年分）の収入額により、以下のとおり保育料を決定します。

（１）祖父母等の収入（注１）が合わせて３００万円以上：祖父母等の市町村民税額により保育料を決定

（２）祖父母等の収入（注１）が合わせて３００万円未満：父母（又はひとり親）の市町村民税額により保育料を決定

3 祖父母等の市町村民税額により保育料を決定した後、父母又はひとり親の収入が上記１の（２）「２か月連続して８４,０００円以上」に該当することとなった場合は、保育料の算定対象者を祖父母等から父母又はひとり親に変更することができます。その場合、父母（又はひとり親）の直近２か月分の収入を証明できる書類（給与明細等）及び預金通帳の写し等を保育幼稚園室に提出してください。

4 上記１～３については、前期（４月～８月）、後期（９月～翌３月）の保育料決定の時期ごとに確認させていただきます。そのため、前期の保育料は父母で決まっていたものの、後期の保育料は祖父母で決まる等、**前期と後期で保育料の算定対象となる保護者が異なることがありますので、ご了承ください。**

（注１）原則として「給与による収入＝法律により支払金額（年収）に応じて必要経費（給与所得控除額）が定められている収入」と同じ定義となります。その他の収入（営業収入や不動産収入等）で生計を立てている場合は、生計主宰者であることを判断するためにご提出いただく書類が異なりますので、必要書類については、保育幼稚園室にご相談ください。

（注２）課税収入（給与収入、営業収入、不動産収入等）に加えて、児童手当、児童扶養手当、障がい年金等の生計費と認められる課税外収入も含まれます。

9 市内公立の幼稚園・認定こども園・保育所・小規模保育施設においては、別途、給食費（３歳以上児のみ）、延長保育料（延長保育を利用された場合）、一時預かり利用料（一時預かりを利用された場合）を徴収します。

その他の施設を利用される場合の諸経費等・徴収方法等は、直接、各施設にお問い合わせください。